

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画
－南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて－
(素案)

(令和8年3月改正予定)
和歌山県

1. 改正の背景、目的および改正の概要	3
2. 新計画の期間と耐震化の数値目標	4
3. 住宅における耐震化率の推移と現状および将来推計	5
4. 住宅における耐震化率の分析と今後の課題	6
①和歌山県の住宅特性	6
②地域別の住宅特性	8
③和歌山県の取組実績	11
④住宅の耐震化に対する県民意識	14
5. 緊急輸送道路沿道建築物の目標設定	16
6. 今後の取組に求められる事項	17
7. 具体的施策	18
参考	
現計画の目次に対応した主な改正点	21

●改正の背景

- ・新計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項の規定により、国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、国的基本方針）」に基づいて作成しています。
- ・新計画の改正は、国的基本方針が令和7年7月に改正されたことを受けて実施します。

●目的

- ・新計画は、現計画に掲げる目標の達成状況の確認と、これまで取り組んできた耐震化施策の効果の検証を行い、現計画を引き継ぎつつ、災害から多くの命が救われる社会の実現をめざすものです。

●改正の概要

1. 計画期間および目標について

- ・計画期間を令和8年度～令和17年度の10カ年計画とし、耐震化率の現状分析や将来推計および国的基本方針の改正に基づいて新たな目標を設定します。

2. 住宅の耐震化について

- ・下記①～④の分析を実施し、今後求められる取組を設定したうえで、具体的施策を策定します。

- ①和歌山県の住宅特性
- ②地域別の住宅特性
- ③和歌山県の取組実績
- ④住宅の耐震化に対する県民意識

3. 建築物の耐震化について

- ・耐震診断義務化建築物のうち緊急輸送道路沿道建築物について、倒壊した場合、緊急車両通行可能幅を確保できない建築物を重点取組建築物として新たに目標設定し、重点的な働きかけを実施します。

●計画期間

計画期間は、国の基本方針の改正に合わせて10カ年計画に変更

現計画：令和3年度～令和7年度の5カ年計画

新計画：令和8年度～令和17年度の10カ年計画（目標については、令和12年度を目途に中間検証を行うとともに、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行う）

●耐震化の数値目標

耐震化率の現状分析や将来推計および国の基本方針の改正に基づいて新たな目標を設定

対象建築物		現計画		新計画		
		現状 (令和2年度末)	目標 (令和7年度末)	現状 (令和7年度末)	中間目標 (令和12年度末)	目標 (令和17年度末)
住宅		83%	おおむね解消	85%	92%	おおむね解消
耐震診断義務化建築物	要緊急安全確認大規模建築物	91.8%	おおむね解消	96%	おおむね解消	—
	避難所使用協定ホテル・旅館	100%	達成	100%	—	—
	防災拠点建築物	29%	おおむね解消	63%	おおむね解消	—
	緊急輸送道路沿道建築物	—	おおむね解消	20%		
	うち重点取組建築物※1			12%	40%	60%

※ 1 新計画は、より優先度の高いもの（倒壊した場合、緊急車両通行可能幅を確保できないもの）を重点取組建築物とし、目標を設定する。（本紙p16）

参考：国の基本方針

【住宅】令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

【建築物】耐震診断義務付け対象建築物のうち

要緊急安全確認大規模建築物：令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

要安全確認計画記載建築物：早期に耐震性が不十分なものをおおむね解消

- 本県における令和5年の住宅耐震化率は84%であり、全国の住宅耐震化率90%には6%達していない。
- 本県における耐震化率の推移については、平成25年から令和5年までの10年間で7ポイント上昇しており、全国の耐震化率の推移と同程度である。
- 国の方針に即して定めた耐震化率目標を達成するためには更なる耐震化促進を図る必要がある。

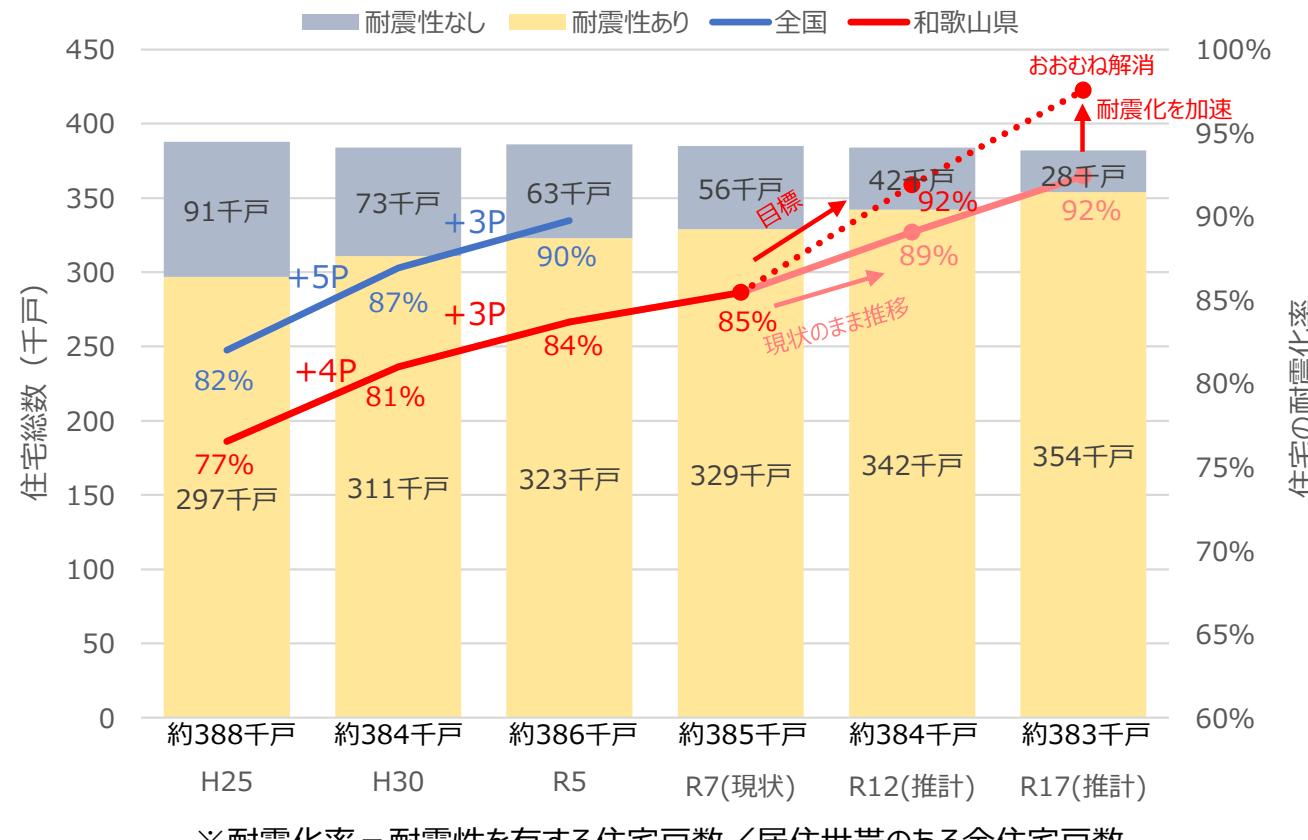


図1 住宅の耐震化率の現状と将来推計

① 和歌山県の住宅特性

● 建て方（一戸建て、共同住宅等）

【分析】

- 住宅の建て方別の耐震化率を和歌山県を含む地方都市、大都市および全国で比較。共同住宅の耐震化率は90%を超えているのに対し、一戸建て住宅の耐震化率は約79%～87%となっている。(図2)
- 本県を含む地方都市は、大都市に対し、一戸建て住宅の割合が高い。(表1)
- 本県においては、一戸建て住宅の耐震化率の増加が住宅全体における耐震化率の増加の主な要因になっている。(図3)

【課題】

一戸建て住宅の割合が高い本県含む地方都市では、一戸建て住宅の耐震化率の増加が住宅全体の耐震化率の増加の主要因であることから、更なる耐震化を促進するためには、一戸建て住宅の耐震化を促進することが課題となる。

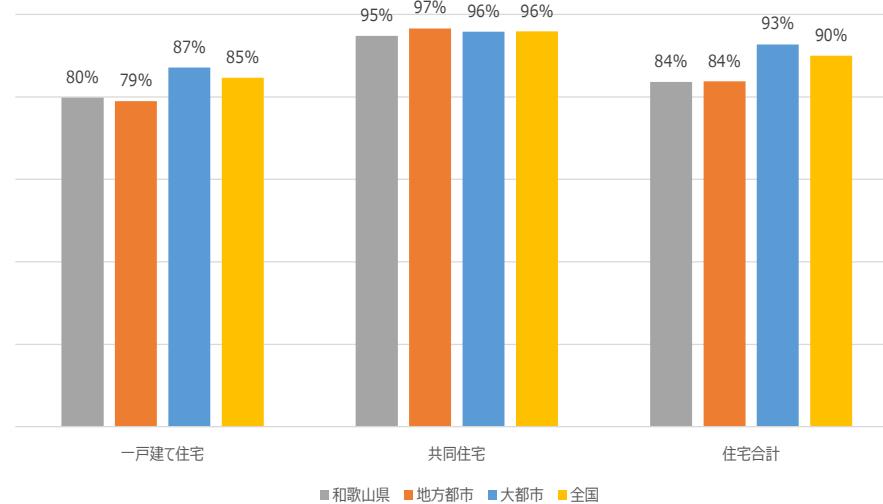


図2 住宅の建て方別の耐震化率(R5) (%)

表1 住宅の建て方別の割合(R5) (%)

	和歌山県	地方都市	大都市	全国
一戸建て住宅	74.5	72.4	35.6	52.6
共同住宅	25.5	27.6	64.4	47.4

大都市：東京都、愛知県、大阪府

地方都市：秋田県、福井県、和歌山県、島根県、香川県、佐賀県

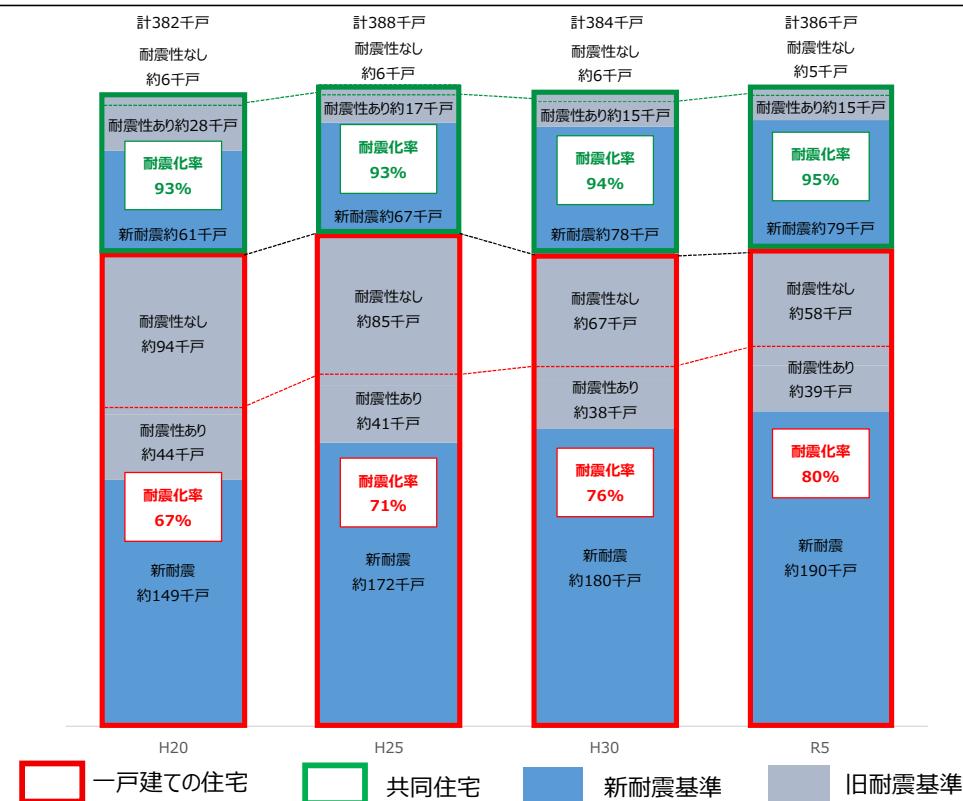


図3 住宅の建て方別の耐震化率の推移

参考文献：住宅・土地統計調査 (H20、H25、H30、R5)

① 和歌山県の住宅特性

●世帯主年齢

【分析】

- 本県における世帯主の年齢が65歳以上の割合は、総住戸に対して46%、旧耐震基準の住宅に対して71%である。(図4)
- 本県に比べ、耐震化率の高い大都市では、旧耐震基準の住宅における高齢化率は低い。(図4)
- 高齢者世帯の年収は、300万円以下の割合が66%と高い。(図5)

【課題】

旧耐震基準の住宅における世帯主のうち約7割が高齢者であることから、更なる耐震化を促進するためには、特に高齢者世帯に対して耐震化を促すことが課題となる。

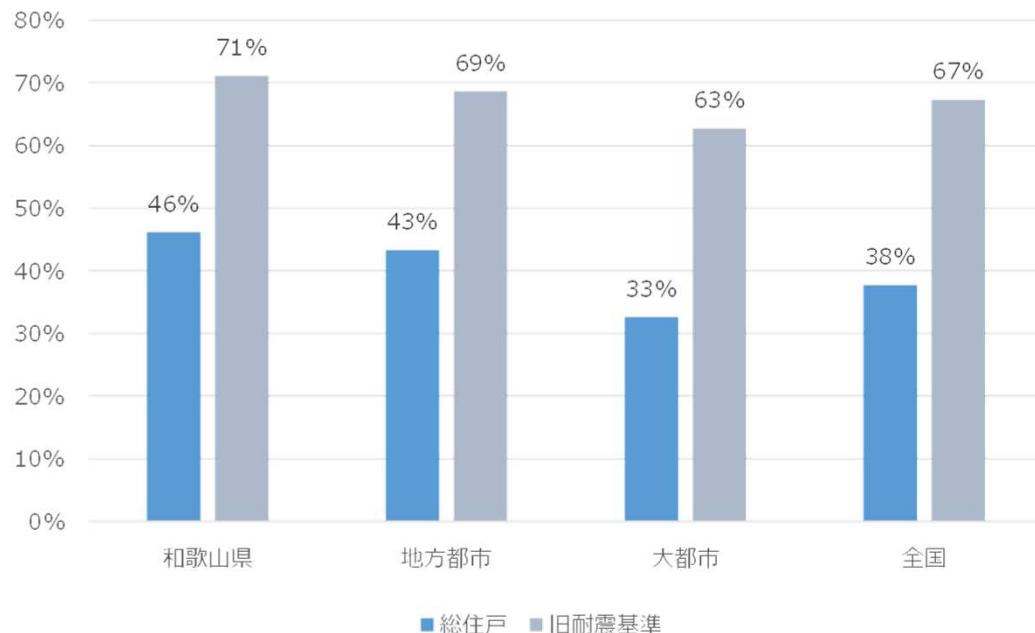


図4 住宅の世帯主の高齢化割合(R5)

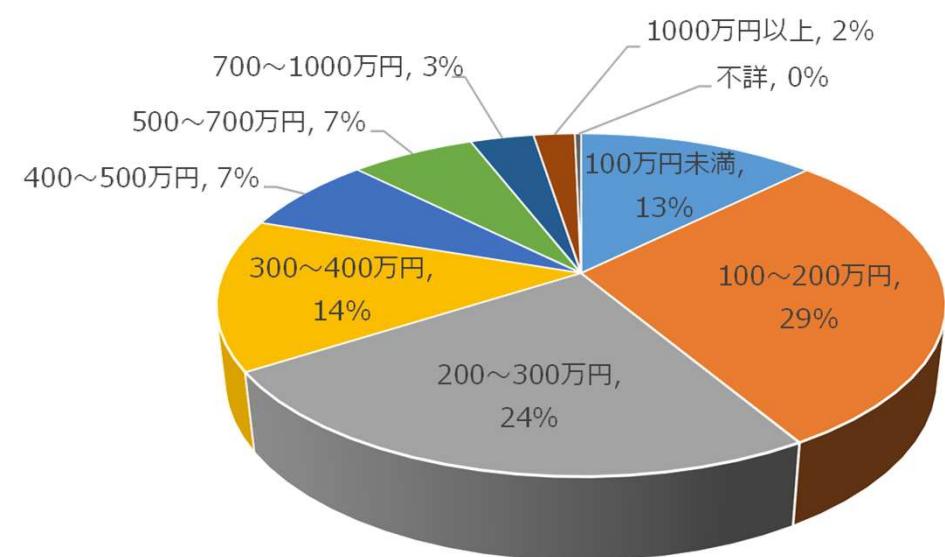


図5 和歌山県における高齢者世帯の年収別割合(R5)

② 地域別の住宅特性

●高齢化率

【分析】

- 各地方、地域別の耐震化率を算出、高齢化率と相関性がある。(図6)
- 高齢化率の高い県南部地域ほど耐震化率が低い。(図6)

【課題】

高齢化率の高い地域ほど耐震化率が低いことから、更なる耐震化を促進するためには、特に高齢者世帯に対して耐震化を促すことが課題となる。

地方別	R7耐震化率	R7高齢化率
県	85%	33.9%
紀北地方	88%	32.5%
紀中地方	80%	35.2%
紀南地方	78%	37.9%
地域別	R7耐震化率	R7高齢化率
海草地域	89%	32.3%
那賀地域	88%	29.8%
伊都地域	84%	37.1%
有田地域	77%	35.2%
日高地域	82%	35.3%
西牟婁地域	83%	34.5%
東牟婁地域	68%	43.6%

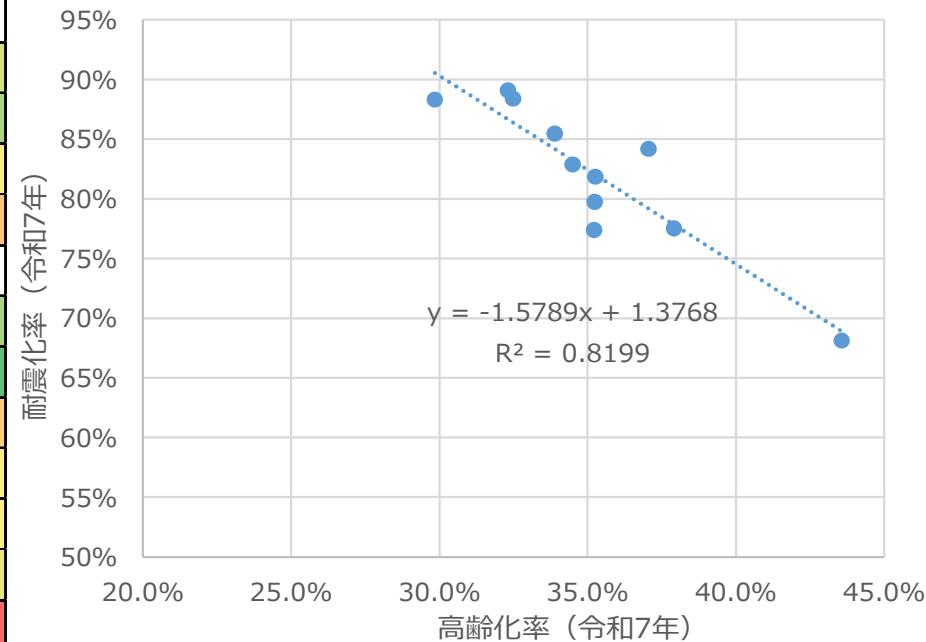


図6 各地方、各地域別の耐震化率および高齢化率の相関(R7)

② 地域別の住宅特性

● 旧耐震基準の住宅の建設年代

【分析】

- 東牟婁地域は、住宅の旧耐震率（総戸数に占める旧耐震基準の住宅の割合）が半数以上と最も高い。（表2）
- 各地方、地域別で総戸数に対する旧耐震基準の住宅の建設年代別割合をみると、各地域で1971～1980年の割合が最も多い。（表2）
- 1971年の建築基準法改正によりコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とすることが規定されたが、1970年以前に建てられた住宅は、玉石基礎や独立基礎が使われていることが多く、高度な改修設計が要求されることが推察される。1970年以前に建てられた住宅の割合は、地域によりばらつきがあり、東牟婁地域においては1951～1970年の割合が高い。（表2）

【課題】

地域によって住宅の旧耐震率や建設年代にはばらつきがあり、地域ごとに求められる改修設計内容が異なることから、更なる耐震化を促進するためには、地域の住宅特性に応じた耐震改修工法に対応できる技術者育成が課題となる。

表2 令和5年における各地方、各地域別の総戸数における建設年別の割合

地方別	旧耐震率		
	~1950	1951～1970	1971～1980
県	30.9%	5.4%	8.4%
紀北地方	27.0%	4.0%	7.5%
紀中地方	36.2%	9.3%	10.0%
紀南地方	38.7%	6.7%	10.3%
海草地域	27.7%	3.4%	7.9%
那賀地域	22.8%	4.3%	5.1%
伊都地域	29.6%	7.3%	8.7%
有田地域	39.4%	9.7%	11.3%
日高地域	33.5%	8.9%	8.8%
西牟婁地域	31.5%	5.7%	7.9%
東牟婁地域	50.5%	8.3%	14.2%
			27.9%

※住宅・土地統計調査(R5)において、年代不詳分については按分して各年代へ配分

※旧耐震率は総戸数に対する旧耐震基準の住宅の割合

② 地域別の住宅特性

●住宅の新陳代謝（新築により新耐震基準の住宅が増加し、除却や空き家化により旧耐震基準の住宅が減少）

【分析】

- 各地方、地域別の耐震化率の将来推計を実施、地域別の令和7年から令和17年の耐震化率の伸びは、東牟婁地域および那賀地域が小さい。(表3)
- 新耐震基準の増加が大きい海草地域、有田地域および旧耐震基準の減少が大きい海草地域、伊都地域は耐震化率の伸びが大きい傾向にある。(表3および図7)
- 那賀地域、日高地域および西牟婁地域は、伊都地域よりも新耐震基準の増加が大きいにも関わらず将来推計による耐震化率の伸びは伊都地域よりも小さく、特に那賀地域は旧耐震基準の減少が東牟婁地域に次いで低いことから、新耐震基準の増加より旧耐震基準の減少の方が、住宅の耐震化率の進捗に与える影響が大きい。(表3および図7)

【課題】

住宅の新陳代謝のうち旧耐震基準の減少による影響が大きいことから、更なる耐震化を促進するためには、旧耐震基準の住宅の除却を促進することが課題となる。

表3 各地方、各地域別の耐震化率の現状と将来推計
および令和7年から令和17年までの伸び

地方別	R5	R7	R12	R17	R7→R17増加
県	84%	85%	89%	93%	8%
紀北地方	86%	88%	92%	95%	7%
紀中地方	78%	80%	83%	87%	7%
紀南地方	77%	78%	81%	84%	6%
地域別	R5	R7	R12	R17	R7→R17増加
海草地域	87%	89%	93%	97%	8%
那賀地域	88%	88%	90%	93%	5%
伊都地域	82%	84%	88%	93%	9%
有田地域	75%	77%	82%	87%	10%
日高地域	81%	82%	85%	88%	6%
西牟婁地域	83%	83%	86%	90%	7%
東牟婁地域	67%	68%	70%	72%	4%

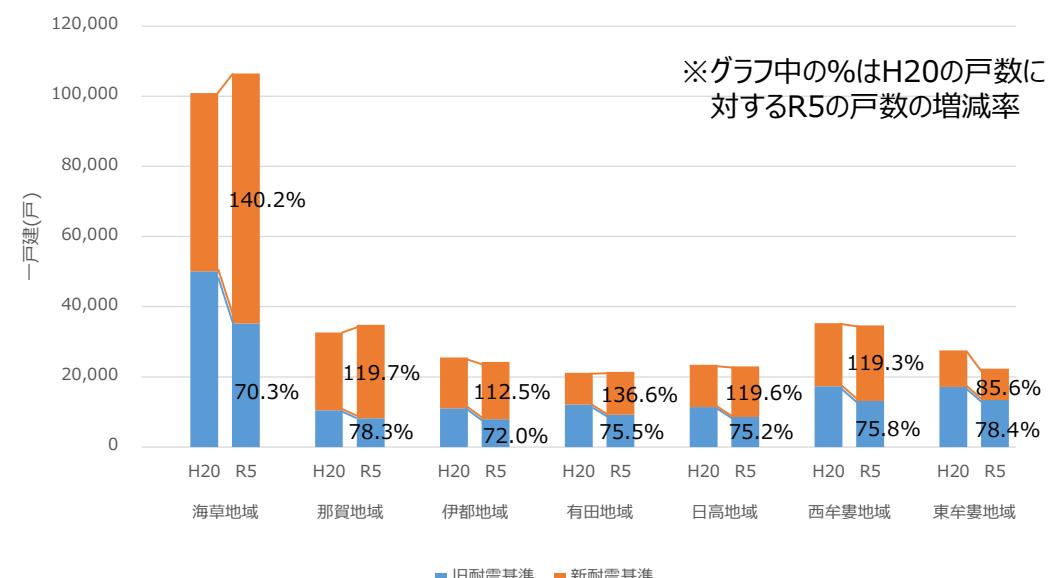


図7 戸建て住宅の新陳代謝（7地域）

③ 和歌山県の取組実績

●耐震診断、耐震改修および戸別訪問等

本県では、平成16年度から住宅の耐震診断・耐震改修への支援を開始し、その後、補強設計や現地建替え、平成12年5月以前に建築された木造住宅への支援を拡充するなど、支援の充実・強化を図ってきました。

【分析】

- 耐震診断件数に対する耐震改修件数の累積は、制度開始以降年々増加し、令和6年度は約18%になる。(図8)
- 耐震診断、耐震改修の補助件数について、過去の主な地震の発生年と比較すると地震が発生した年の耐震診断件数および翌年の耐震改修件数が大幅に増加する傾向にある。(図9)
- 地震発生以降、年数が経過するごとに耐震診断、耐震改修件数は減少していく傾向にある。(図9)

【課題】

地震の発生とともに耐震診断、耐震改修件数は一時的に増加するものの経年とともに減少することから、更なる耐震化を促進するためには、地震による耐震化への意識の高まりを維持することが課題となる。

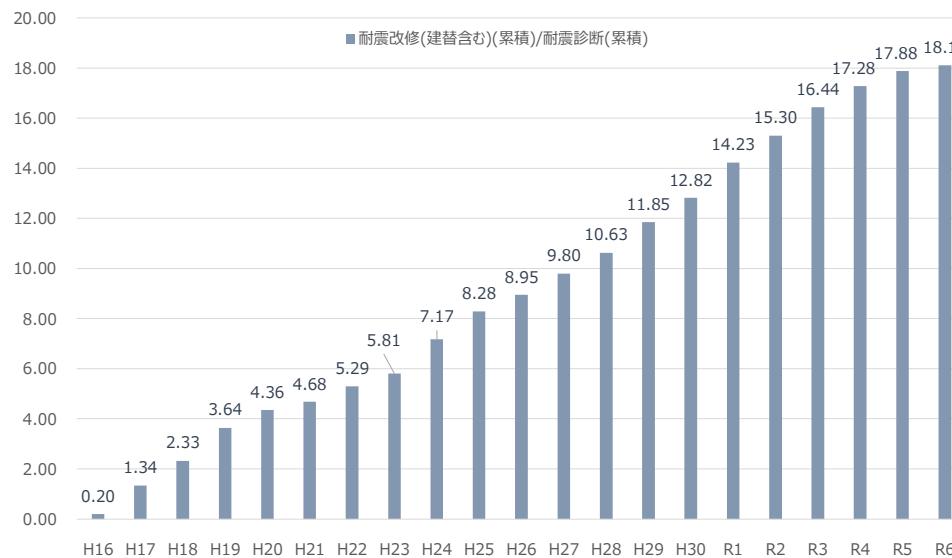


図8 耐震診断実績に対する耐震改修実績の割合

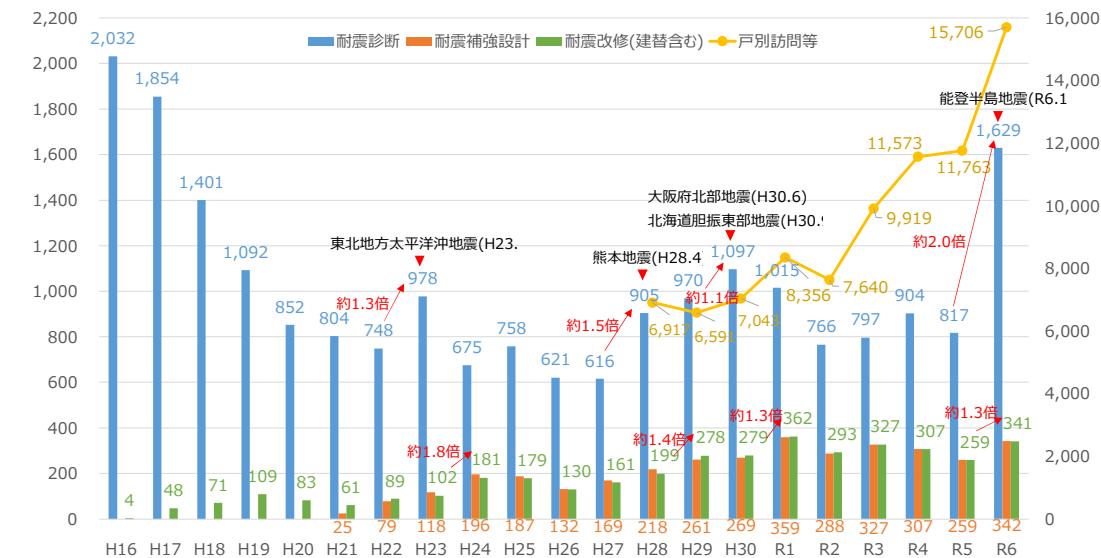


図9 補助事業実績

③ 和歌山県の取組実績

●耐震診断、耐震改修および戸別訪問等

【分析】

- 耐震指標0.3未満が50%以上と現況建物の耐震性が低い住宅が多く、耐震改修費用が高額になると推察される。(図10)
- 耐震改修の工事費分布をみると80万円以上200万円未満の実績が多く、平均工事費については令和2～5年度は200万円前後で推移しているが、建築資材や人件費の高騰等もあり、令和6年度は約260万円とやや高い。(図11,図12)

【課題】

耐震指標の小さい住宅が多いことや近年の建築資材、人件費の高騰などにより改修工事費が増加傾向にあることから、更なる耐震化を促進するためには自己負担額を減らすことや、省エネ・バリアフリー改修などリフォーム工事に併せて改修工事を実施する等、費用対効果の高い改修方法を普及させることが課題となる。

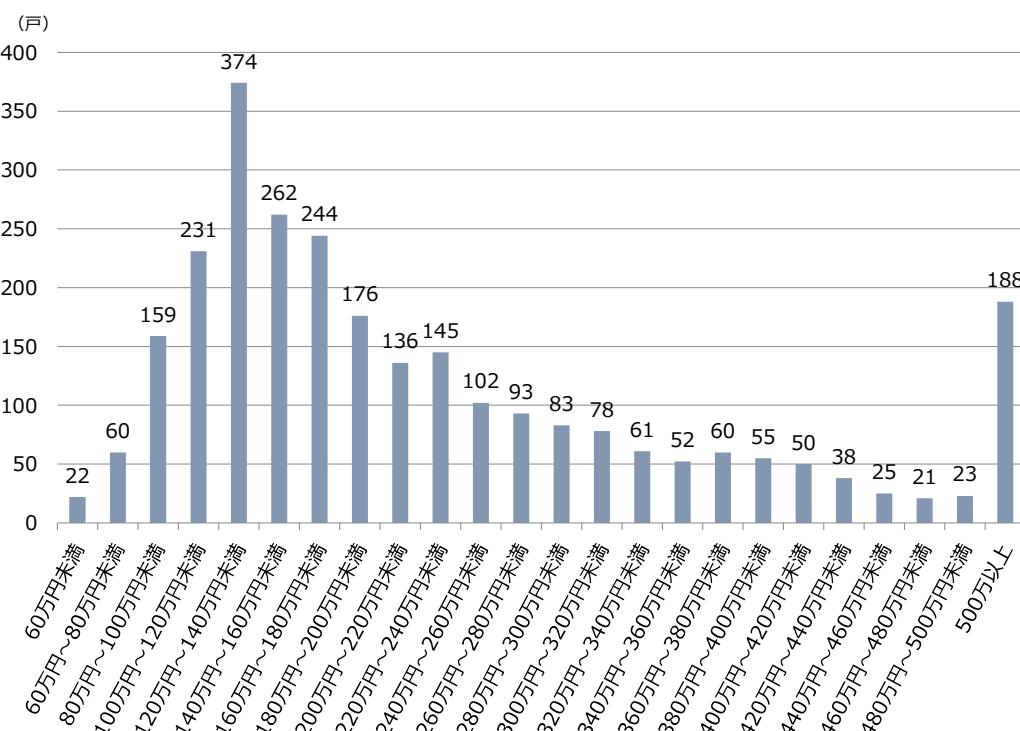


図11 耐震改修工事費 工事費分布 (平成16年～令和6年)

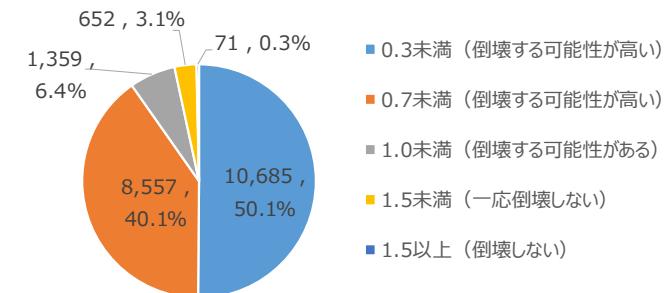


図10 木造住宅耐震診断結果 (平成16年～令和6年)

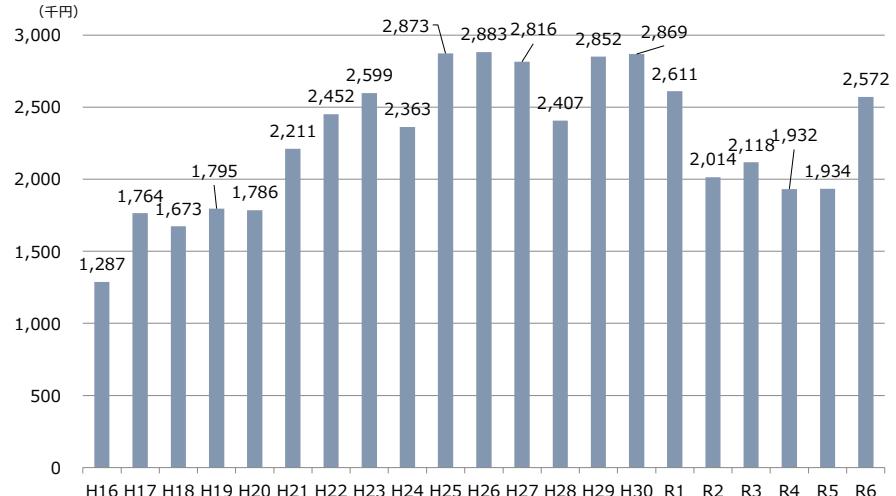


図12 耐震改修工事費 年度別平均工事費 (平成16年～令和6年)

③ 和歌山県の取組実績

●木造住宅耐震改修サポート事業

和歌山県では、平成21年度から耐震診断結果の評点が1.0未満である木造住宅を対象に、各種相談や改修計画の提案を行う専門家（耐震マネージャー）を無料で派遣しています。

【分析】

- 移行率（サポート事業実施者のうち耐震改修工事に移行した実施者）は31.7%と、耐震診断件数に対する耐震改修件数の累積（図8参照）の約18%に比べて高い。（表4）
- 改修計画提案時の耐震診断法別の移行率は精密診断法による提案が34.9%、工法別の移行率は低コスト工法による提案が32.9%と一番高い。（表4）
- サポート事業により提案した改修計画別（一般改修型補強、避難重視型補強）の概算工事費の平均値や中央値をみると、低コスト工法による提案は、概算工事費が低額になる傾向がある。（表5）

【課題】

サポート事業は耐震改修工事への移行に寄与していることから、更なる耐震化を促進するためには、耐震改修工事への移行率を高めることが課題となる。

表4 R3～R5サポート事業の諸因子別改修移行率

総計	改修移行	未移行	移行率
	272	585	31.7%
診断法別	改修移行	未移行	移行率
一般診断法	112	275	28.9%
精密診断法	159	296	34.9%
限界耐力計算	1	14	6.7%
工法別	改修移行	未移行	移行率
一般補強	56	144	28.0%
低コスト	216	441	32.9%

表5 R3～R5サポート事業のプラン別、工法別の工事費の平均値と中央値

（千円）

	一般改修型補強				避難重視型補強			
	一般補強		低コスト		一般補強		低コスト	
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
件数	35	84	139	238	21	60	77	203
補強前評点（平均）	0.33	0.24	0.34	0.29	0.24	0.22	0.23	0.20
工事費（平均値）	2,502	3,875	2,082	2,668	5,189	3,862	2,173	3,462
工事費（中央値）	2,552	2,770	1,683	1,941	3,106	4,165	1,567	2,712

④ 住宅の耐震化に対する県民意識（令和4年度 防災・減災に関する県民意識調査（和歌山県））

【分析】

- 住宅耐震化に関する補助制度の認知度は、4～5割程度であり、前回調査時（令和元年度）から低下している。（図13）
- 前回調査時は、前年の平成30年6月に大阪北部地震、9月に北海道胆振東部地震と大きい地震が発生しており、県民の防災意識が高まっていたと推察される。
- 耐震診断を受けた割合は、約12%であり、前回調査時（令和元年度）から微増している。（図14）

【課題】

補助制度の認知度は地震の発生とともに一時的に増加するものの経年とともに減少することから、更なる耐震化を促進するためには、地震による耐震化への意識の高まりを維持することが課題となる。

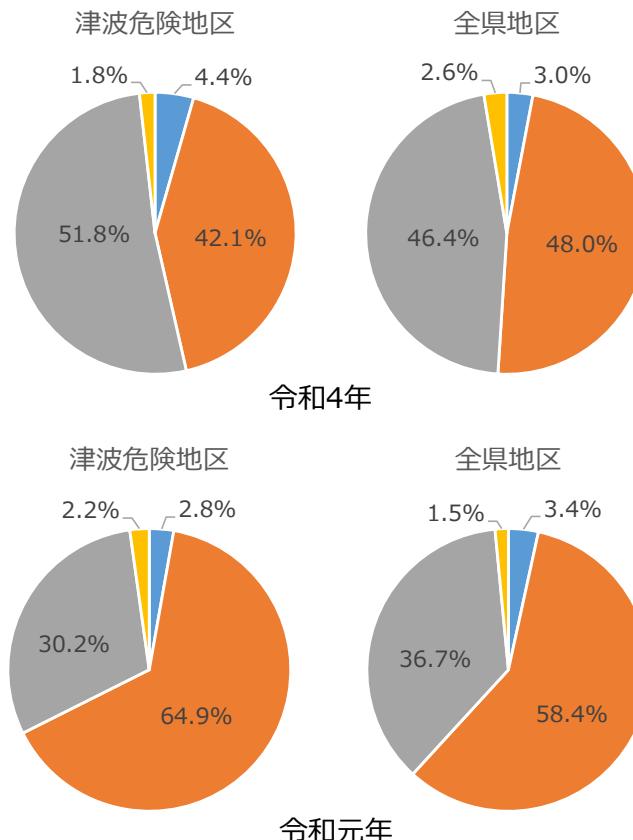


図13 自宅の耐震化に補助が受けられることを知っているか

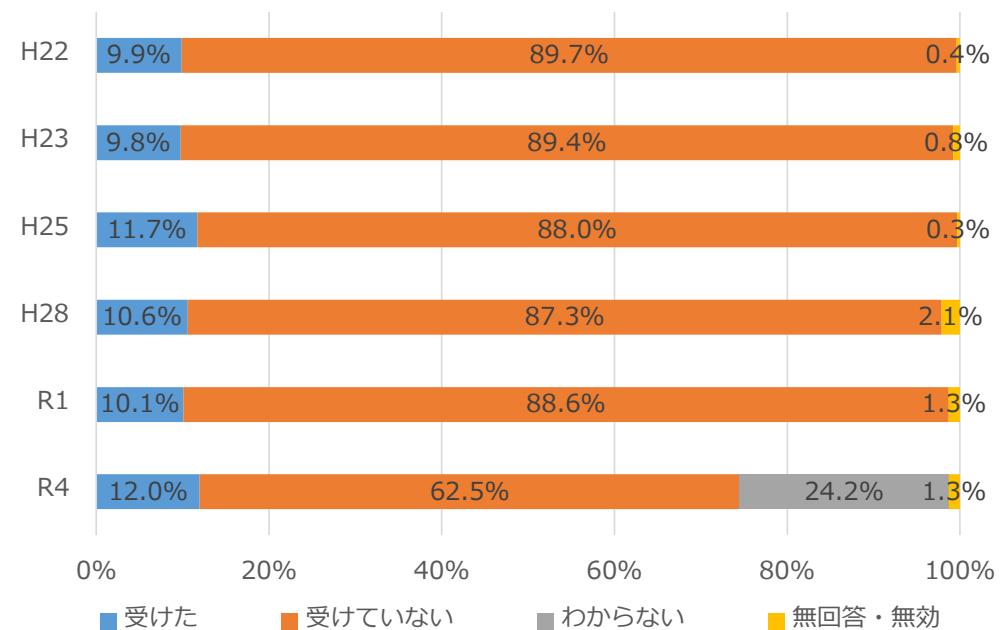


図14 専門家による耐震診断を受けたことがあるか

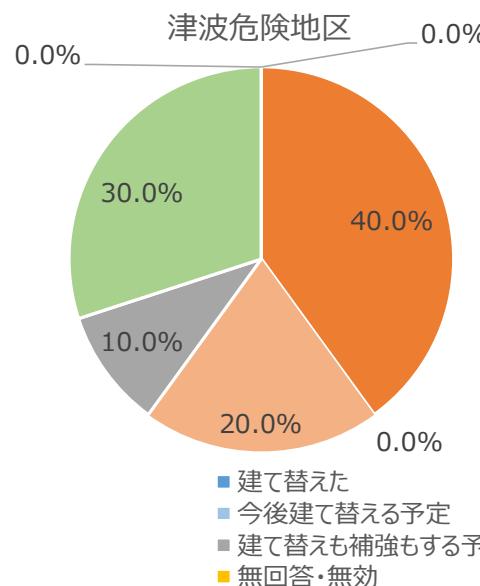
④ 住宅の耐震化に対する県民意識（令和4年度 防災・減災に関する県民意識調査（和歌山県））

【分析】

- 耐震補強が必要と判断された後の対応については、「建て替えた」、「補強した」の合計が、津波危険地区で40.0%、全県地区で41.3%となっている。（図15）
- 県下における経年変化をみると、「建て替えた」、「補強した」の合計は、41.1%であり調査開始以来最も高く、耐震診断や耐震改修を実施した県民の割合は増加傾向にあり、助成制度の充実や低コスト耐震改修工法の普及等の各種施策展開により、県民が補助を活用しやすい制度へと改良されていると推察される。（図15）
- 一方で、耐震補強が必要と判断された後の対応について、「予定なし」や「まだ決めていない」の割合が46.6%である。（図15）

【課題】

耐震診断や耐震改修を実施した県民の割合は増加傾向にるもの、「予定なし」や「まだ決めていない」の割合が46.6%であることから、更なる耐震化を促進するためには、すでに耐震診断を実施した所有者に対する最新の補助制度やサポート事業の啓発が課題となる。



(R4)

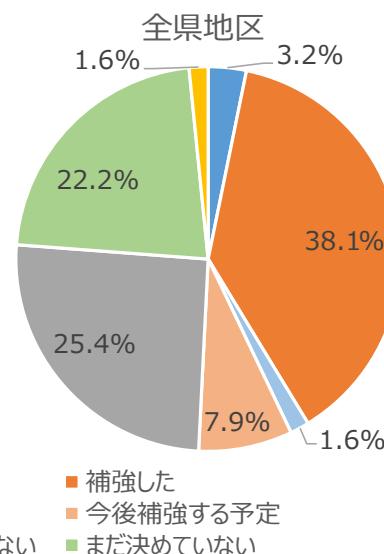
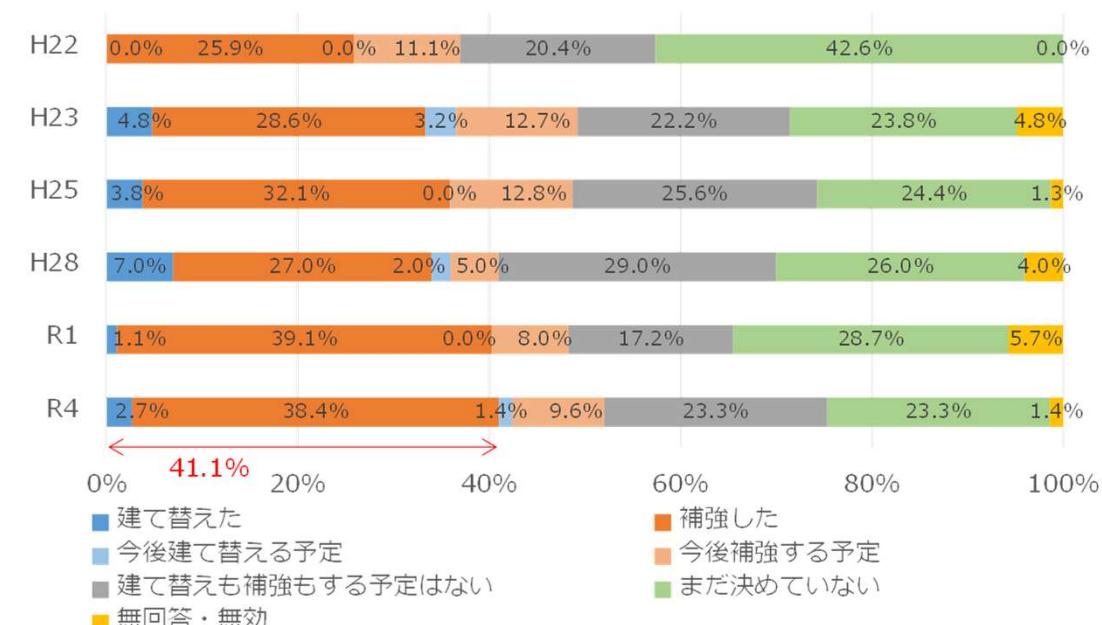


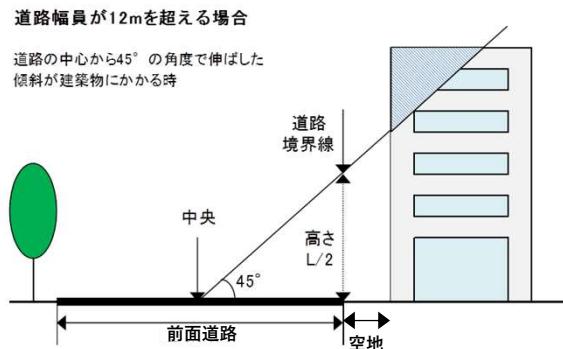
図15 耐震補強が必要と判断された後、どう対応したか



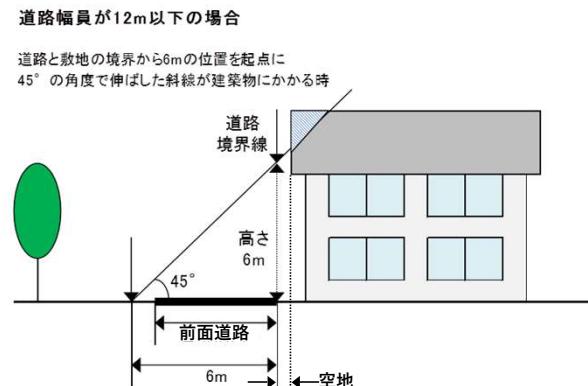
(経年変化)

- 緊急輸送道路沿道建築物とは、緊急輸送道路のうち地震直後において通行の確保が必要な施設（県庁・振興局、広域防災拠点、国際拠点・重要港湾、市町村役場等）と高速道路のインターチェンジの区間にある、特に耐震化を促進することが必要な沿道建築物で、図16に該当する昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物である。
- 現計画で対象となった99棟へ耐震改修を働きかけているが、耐震性不足解消率は、令和7年度末で20%であり、現計画の目標（令和7年度末でおおむね解消）を大きく下回る。
- 今後は、より優先度の高い、倒壊した場合に緊急車両通行可能幅を確保できないものを重点取組建築物とし、その耐震性不足解消率の目標を設定する。（図17）

«法律上の基準»

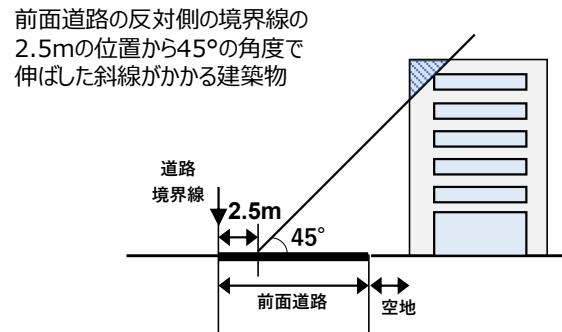


$$\text{建物高さ} \geq (\text{前面道路幅員} \times 1/2) + \text{空地幅}$$



$$\text{建物高さ} \geq 6\text{m} + \text{空地幅}$$

«重点取組建築物»



$$\text{建物高さ} \geq \text{前面道路幅員} + \text{空地幅} - 2.5\text{m}$$

図16 現計画目標の対象建築物条件

図17 新計画目標の対象建築物条件

●住宅の耐震化に求められる取組

抽出された課題	左記の課題に対する主な取組
(普及・啓発)	
高齢者世帯に対して耐震化を促すこと	高齢者世帯に対して耐震化に関する講座の開催や、子・孫世代に対してSNS等を活用した啓発などを実施する。
地震発生後の耐震化への意識の高まりを維持すること	市町村と連携し、地震発生後の耐震化への意識の高まりを維持させるための啓発を実施する。
すでに耐震診断を実施した所有者に対する最新の補助制度やサポート事業の啓発	耐震診断から一定期間が経過した時点で再度訪問するなど、耐震改修に向けた意識の醸成を図る。
(環境整備)	
地域の住宅特性に応じた技術者を育成すること	県内各地域で耐震改修を実施している事業者を講師に交え、耐震改修工事のポイントやリフォーム工事と併せた耐震改修等の事例を紹介する、耐震改修事業者向けの講習会を実施するとともに、地域の住宅特性に応じた技術者の育成に努める。
リフォーム工事に併せた耐震改修工事など費用対効果の高い方法を普及すること	
サポート事業における耐震改修工事への移行率を高めること	サポート事業においては、精密診断による耐震診断を原則とし、補強方法の提案は低コスト工法を採用する。加えてサポート事業から耐震改修に至った事例を共有し、耐震化に取組みやすい環境を整える。
(補助制度)	
一戸建て住宅の耐震化を促進すること	
改修工事における自己負担額を減らすこと	令和7年度から改修工事の補助上限額の拡充、1階改修型補強および耐震性を有さない住宅を除却し耐震性のある住宅へ住み替える場合の除却費を補助対象にするなど高齢者世帯のニーズに合わせた補助を追加しており、継続してフォローアップしていく。
高齢者世帯に対して耐震化を促すこと	
旧耐震基準の住宅の除却を促進すること	

●建築物の耐震化に求められる取組

建築物については、これまで実施してきた取組を継続してフォローアップしていくとともに、緊急輸送道路沿道建築物について、倒壊した場合に緊急車両通行可能幅を確保できないものを「重点取組建築物」として新たに目標設定し、重点的な働きかけしていくことが求められる。

●住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

① 地震ハザードマップの作成・公表

『地震ハザードマップ』は、地震時の自助による人命の確保を目的の一つとしたものであると同時に、地震に対する予防対策を喚起するための重要なツールとなることから、『地震ハザードマップ』の作成・公表を促進し、更なる耐震対策の重要性を普及・啓発します。

② パンフレットの作成・配布およびターゲットを絞った啓発

耐震診断・耐震設計・耐震改修に関する啓発パンフレットや、耐震対策による減税制度に関するパンフレット等の作成・配布を行い、耐震化の促進を図ります。特に、地震発生後の耐震化への意識の高まりを維持させるための啓発や、福祉部局と連携した高齢者世帯向けの啓発、移住推進部局や不動産関連団体等と連携して中古物件の流通に合わせた啓発、SNS等による子・孫世代を対象とした啓発など、ターゲットを絞った啓発により、耐震化の促進を図ります。

また、耐震診断実施済みの所有者に対しても、改めて耐震改修に関する啓発パンフレット等を配布し、意識の醸成を図ります。

③ 戸別訪問等の実施

市町村および福祉部局と連携し、戸別訪問を実施し、所有者自らの住宅の状況の認識と耐震改修の必要性の意識醸成を図り、耐震診断及び耐震改修率の向上を図ります。また、緊急輸送道路沿道建築物に対し、倒壊した場合に緊急車両通行可能幅を確保できないものを「重点取組建築物」として、重点的な働きかけに取り組みます。

※赤字が主な追加施策

●耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり

耐震診断の結果とともに、費用の見込みや工事の内容について、耐震改修に関する豊富な知識をもった専門家「耐震マネージャー」を派遣し、各種相談や改修計画の提案を行う『耐震改修サポート事業』を実施するとともに、一定期間が経過した時点で再度訪問するなど、耐震改修に向けた意識の醸成を図ります。また、現在は耐震改修サポート事業において耐震改修工事への移行率を上げる取り組みとして、耐震診断は精密診断を採用し、提案は低コスト工法を採用することを原則としており、今後も引き続き現在の取組のフォローアップをしていきます。

耐震化を促進するためには、耐震改修にかかる所有者の経済的負担を軽減させるための取組が重要であることから、建築関係団体及び事業者の技術力向上を目的として、耐震改修に資する様々な事例の提供や、令和7年度から実施している耐震改修事業者向けの「木造住宅耐震改修事業勉強会」による地域の住宅特性に応じた技術者育成、および耐震改修技術に関する講習会を実施し、低コスト耐震改修工法の周知に取り組みます。

さらに、市町村と連携し、地震発生後の耐震化への意識の高まりを維持させるための啓発および高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の導入検討やリフォーム工事と併せた耐震改修の普及・啓発など高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため施策に取り組みます。

※赤字が主な追加施策

●住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化

本県では、平成16年度から住宅の耐震診断・耐震改修の支援を開始し、その後、補強設計や現地建替え、平成12年5月以前に建築された木造住宅への支援を拡充するとともに、補強設計と耐震改修の総合的な実施への支援強化や耐震改修費用の負担軽減に向けた代理受領制度の導入など、支援の充実・強化を行ってきました。

また、耐震改修には、多額の費用を要することから、避難を重視した小規模な補強工事や耐震ベッド・耐震シェルターへの助成など、利用者ニーズに応じた支援を行うとともに、空き家の耐震対策や津波避難困難地域内にある耐震性を有さない住宅からの移転に伴う除却・建築への助成など、新たな政策課題に対応した支援を行ってきました。

さらに、令和7年度からは令和6年能登半島地震を踏まえた検証を実施し、1階のみの部分的な補強工事や耐震性を有さない住宅を除却し耐震性のある住宅への住み替えに対する助成など、高齢者世帯に合った耐震化事業を行えるように制度拡充を行いました。今後は、引き続き現在の取組のフォローアップをしていきます。

※赤字が主な追加施策

●耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援

平成25年度の法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの、さらには、県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物については、耐震診断の実施とその結果報告が義務化されました。これらの建築物は地震の発生により建築物に被害が生じると、多くの人の命が危険に晒されるだけでなく、建築物の倒壊による道路閉塞等により、災害対応の初動体制への影響や救急・救助活動への支障など、広範囲な影響が生じるものです。

本県では、これまで耐震診断が義務付けられた建築物のうち、避難所に位置づけられる建築物や災害時に避難弱者が存在する建築物に対し、耐震診断から耐震改修までを支援する「大規模建築物耐震化促進事業」を実施してきました。現在は、緊急輸送道路沿道建築物に対し、耐震診断から耐震改修までを支援する「緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業」を実施しています。

今後は、その他の建築物についても防災対策の重要度や耐震性能、施設特性（規模・利用者数・老朽化・耐用年数等）などの優先すべき視点を勘案し、撤去や移転なども含めた総合的な耐震対策を促進します。

※赤字が主な追加施策

現計画	新計画	改正点 ※ () は本紙のページ番号
はじめに	はじめに	
1 計画策定の背景と目的	1 計画策定の背景と目的	
(1) 背景	(1) 背景	現計画を踏襲
(2) 目的	(2) 目的	
2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ	
3 本計画の期間	3 本計画の期間	計画期間を変更 (p4)
4 対象となる住宅・建築物	4 対象となる住宅・建築物	
(1) 定義	(1) 定義	
(2) 分類	(2) 分類	現計画を踏襲
5 想定される地震の規模と建物被害	5 想定される地震の規模と建物被害	
(1) 震度分布	(1) 震度分布	
(2) 建物被害予測	(2) 建物被害予測	
第1章 和歌山県の耐震化の現状と分析	第1章 和歌山県の耐震化の現状と分析	
1 住宅・建築物の耐震基準	1 住宅・建築物の耐震基準	現計画を踏襲
2 住宅	2 住宅	
(1) 耐震化率の推移と現状	(1) 耐震化率の推移と現状および将来推計	将来推計を追加(p5)
(2) 耐震化率の推移の分析	(2) 耐震化率の分析と今後の課題	分析内容を拡充、課題を抽出(p6～15)
(3) 和歌山県の取組実績と分析		(2)耐震化率の分析に記載
3 耐震診断義務化建築物	3 耐震診断義務化建築物	
(1) 要緊急安全確認大規模建築物	(1) 要緊急安全確認大規模建築物	現計画を踏襲
(2) 要安全確認計画記載建築物	(2) 要安全確認計画記載建築物	緊急輸送道路沿道建築物において重点取組建築物を設定(p16)
4 多数の者が利用する建築物	4 多数の者が利用する建築物	
5 県有施設	5 県有施設	現計画を踏襲
6 今後の取組に求められる事項	6 今後の取組に求められる事項	得られた課題から取組を設定(p17)

現計画	新計画	改正点 ※ () は本紙のページ番号
第2章 耐震化の目標	第2章 耐震化の目標	
1 耐震化の数値目標	1 耐震化の数値目標	目標の見直し (p4)
第3章 住宅・建築物の耐震化促進に関する施策	第3章 住宅・建築物の耐震化促進に関する施策	
1 役割分担と基本方針	1 役割分担と基本方針	現計画を踏襲
(1) 耐震化施策における役割分担	(1) 耐震化施策における役割分担	
(2) 基本方針	(2) 基本方針	
2 具体的施策	2 具体的施策	
(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	現計画で策定した施策に加え、新計画で抽出した課題に対して取組を追記(p18)
(2) 住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発	(2) 住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発	現計画を踏襲
(3) “だれもが気軽に簡単に相談できる”相談窓口の周知・活用促進	(3) “だれもが気軽に簡単に相談できる”相談窓口の周知・活用促進	現計画を踏襲
(4) 耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進	(4) 耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進	現計画を踏襲
(5) 耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり	(5) 耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり	現計画で策定した施策に加え、新計画で抽出した課題に対して取組を追記(p19)
(6) 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化	(6) 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化	現計画で策定した施策に加え、新計画で抽出した課題に対して取組を追記(p20)
(7) 耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援	(7) 耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援	現計画で策定した施策に加え、新計画で抽出した課題に対して取組を追記(p20)
第4章 所管行政庁との連携に関する事項	第4章 所管行政庁との連携に関する事項	
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項	第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項	現計画を踏襲